

品目別レポート（その他のアルコール『ぶどう酒』）

■品目説明

ぶどう酒（ワイン）には、①発泡性のシャンパンなどの「スパークリングワイン」、②ブランデーなどでアルコールを補強した「シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒」、③非発泡性の普通のワインである「その他のぶどう酒（2ℓ以下の容器入り）」、④びん詰ぶどう酒の原料として使用されるもので、通常バルクワインと称する「その他のぶどう酒（150ℓ超の容器入り）」、⑤通常グレープマストと称する「ぶどう搾汁」、⑥ぶどう酒に草根木皮などで香味付けをした「ベルモット類」がある。

日本の酒税法上は、ぶどう酒などの「果実酒」（果実を原料として発酵させたアルコール分が20度未満のものなど）と、果実酒にブランデーなどの蒸留酒や糖類を加え、甘味をもつように醸造された「甘味果実酒」（ポートワイン、シェリー、マデイラ酒など）に分けられている。

WTO（世界貿易機関）加盟国は、限定された地域で生産・加工・調製されるぶどう酒および蒸留酒の地理的表示の保護を義務付けている（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定/TRIPS協定）。例えば、ワインのボルドー、シャブリのように、地理的・歴史的環境から生じる独自の品質や特徴をもつ産品を、確実かつ強力に保護しようとするものである。「ぶどう酒」については、国税庁にて、山梨（平成25年7月16日）、北海道（平成30年6月28日）が地理的表示（GI）の保護対象になっている。

国税庁は15年10月に「日本ワイン」の定義を明確化するルールを策定し、国産ぶどうのみを原料として日本国内で製造されたワインだけが「日本ワイン」と呼べるようにすることとなった。これによって輸入果汁などから造られる「国内製造ワイン」との区別が明確になり、「国内製造ワイン」の場合は「濃縮果汁使用」などのラベル表示が義務付けられる。本表示基準は告示の日（15年10月30日）から3年間の経過期間を経て施行された（18年10月30日）。

国税庁の「酒税課税状況表」（速報値）によれば、日本のワインの需給動向は、19年度の国産ワイン出荷数量（12万1,738キロリットル）と輸入ワイン引取数量（25万3,664キロリットル）の合計は37万5,402キロリットルで前年度比5.9%増となった。

▼表1：日本の果実酒の供給

（単位：kℓ、%）

	2017年度	2018年度	2019年度	前年度比
果実酒合計	381,953	354,589	375,402	5.9
国産	120,550	118,795	121,738	2.5
輸入	261,403	235,794	253,664	7.6
合計	381,953	354,589	375,402	5.9

（注）1. 年度は4～3月。

2. 2019年度は速報値。

3. 数値は、国税局の課税移出数量を「国産」、税関の課税数量を「輸入」とした。

（出所）国税庁「酒税課税状況表」

■貿易概況

19年のぶどう酒(ワイン)の輸出額は、前年比37.0%減の157万ドル、輸出量は同42.8%減の130キロリットルと金額、数量いずれも減少となった。

表2：日本のワイン輸出

(単位：ドル、キロリットル、%)

	2017年		2018年		2019年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
香港	2,696,448	19	935,109	10	517,200	18	△ 44.7	90.8
台湾	509,508	115	772,583	165	316,795	49	△ 59.0	△ 70.3
中国	242,586	27	238,889	13	156,595	12	△ 34.4	△ 11.9
シンガポール	77,416	3	164,833	7	109,946	6	△ 33.3	△ 22.7
韓国	35,340	13	73,764	12	104,103	19	41.1	49.9
全世界	4,448,888	230	2,494,914	227	1,571,077	130	△ 37.0	△ 42.8

注：対象はHSコード 2204

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

輸出相手国・地域別に輸出額をみると、1位は香港で前年比44.7%減の51万ドル、数量ベースでは同90.8%増の10キロリットル、2位は台湾で31万ドル(59.0%減)、3位は中国で同70.3%減の49万ドルとなった。日本のワイン輸出は金額、数量ともにまだ小規模なこともあって年による変動が著しい。日本固有のぶどう品種として10年に白ワイン用の「甲州」、13年に赤ワイン用の「マスカット・ベリーA」が国際ぶどう・ワイン機構(OIV)にワイン用ぶどうとして登録されたことにより、EUへ輸出するワインのラベルにこれら品種名を記載できるようになった。

また、19年2月1日に発効した日EU経済連携協定(EPA)の枠組みでは、日本産ワインに対してEU側の関税が即時撤廃されるほか、EUワイン醸造規則によらず日本ワインであれば輸出が可能となることや日本が指定したGI(地理的表示)がEUでも保護されることなどが取り決められた。

■海外事情

●香港

19年のワインの輸入をみると、輸入額は前年比26.9%減の11億2,444万ドル、輸入量は同19.7%減の4万1,165キロリットルとなった。主要相手国別にみると、1位はフランスで前年比28.9%減の7億679万ドル、数量ベースでは同24.2%減の1万2,498キロリットルとなった。2位はオーストラリアで前年比41.8%減、3位は英国で同20.5%減の1億446万ドルとなった。日本は15位で、前年比29.5%増の182万ドル。香港において、日本産のワインの知名度はまだ低く、地道な啓蒙活動が必要である。

表3：香港のワイン輸入

(単位：ドル、キロリットル、%)

	2017年		2018年		2019年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
フランス	913,446,356	20,356	993,897,580	16,489	706,796,695	12,498	△ 28.9	△ 24.2
オーストラリア	283,140,843	14,303	203,436,613	12,520	118,485,027	10,312	△ 41.8	△ 17.6
英国	112,002,967	1,053	131,358,956	1,115	104,467,587	873	△ 20.5	△ 21.7
米国	78,182,949	8,256	62,498,270	6,726	80,092,911	5,664	28.2	△ 15.8
イタリア	43,680,873	3,382	36,395,519	3,161	29,919,456	2,695	△ 17.8	△ 14.7
日本 (15位)	1,879,629	74	1,407,634	64	1,822,597	29	29.5	△ 53.7
全世界	1,534,262,183	60,889	1,538,872,604	51,259	1,124,449,317	41,165	△ 26.9	△ 19.7

注：対象はHSコード 2204 (Wine Of Fresh Grapes, Including Fortified Wines; Grape Must (Having An Alcoholic Strength By Volume Exceeding 0.5% Vol.) Neso)

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

香港から中国本土にワインを輸出する場合、従来の深圳および広州に加え、15年には新たに北京、天津、上海でも通関手続きの簡素化が適用された。これは、迅速な通関とコスト削減につながることから、ワイン流通のハブとしての香港の優位性が高まり、香港を経由した中国向けワイン輸出のさらなる円滑化が期待されている。

香港の飲食店では西洋レストランのみならず、多くの中華レストランでワインが取り扱われている。白ワインより赤ワインの方が人気だ。これは、赤ワインが脂系の料理が多い中華料理に合うこと、健康意識の高まりによるポリフェノールへの関心の高さなどが理由として挙げられる。小売りにおいてもスーパーマーケットの酒類の棚の大半をワインが占めるほか、街中にはワイン専門店も多い。

なお、香港では08年にアルコール度数30%以下のアルコール飲料については、物品税の撤廃とともに、輸出入、製造、保存、運搬にかかるライセンス・許可制度が廃止となった。

●台湾

表4：台湾のワイン輸入

(単位：ドル、キロリットル、%)

	2017年		2018年		2019年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
フランス	102,953,853	6,453	118,676,972	6,230	118,401,100	5,945	△ 0.2	△ 4.6
米国	18,932,451	1,309	19,623,189	1,291	20,252,218	1,326	3.2	2.8
イタリア	17,088,197	2,173	18,571,054	2,118	17,047,591	2,069	△ 8.2	△ 2.3
オーストラリア	11,473,376	2,086	16,440,462	2,196	14,668,967	2,324	△ 10.8	5.8
スペイン	12,659,201	4,241	13,566,622	4,460	11,940,138	3,492	△ 12.0	△ 21.7
日本 (13位)	551,265	117	852,617	164	619,165	120	△ 27.4	△ 26.9
全世界	193,494,876	21,700	214,945,761	21,465	209,743,642	20,217	△ 2.4	△ 5.8

注：対象はHSコード 2204 (Wine Of Fresh Grapes, Including Fortified Wines; Grape Must (Having An Alcoholic Strength By Volume Exceeding 0.5% Vol.) Nesoi)

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

19年の輸入額は前年比2.4%減の2億974万ドル、数量は同5.8%減の2万217キロリットルとなった。主要相手国別にみると、1位はフランスで前年比0.2%増の1億1,840万ドル、2位は米国で同3.2%増の2,025万ドル、3位はイタリアで同8.2%減の1,704万ドルとなった。日本は13位で前年比27.4%減の61万ドル、数量ベースでは同26.9%減の120キロリットルだった。

台湾では台湾産を使ったワインも少量生産されているものの、消費市場で流通しているワインのほとんどは輸入ワインである。ワインはアルコール度が比較的低いうえ、ポリフェノールが豊富で健康に良いイメージもあり、順調に拡大している。台湾で飲まれているワインは常温で飲める「赤」が主流。赤ワインは油分の多い台湾の料理に合うことと、酒を冷やして飲む習慣がないので、赤・白の比率は約5：1で赤ワインが圧倒的である。

台湾でもワインは伝統的に欧州産が強いが、近年はオーストラリア、チリ、南アフリカ共和国などの南半球の産地にも輸入先が広がっている。なお、小規模な業者も含めるとワインの輸入会社は無数に存在し、競争は激しいが、それは逆に高級シャトーワインから、安価な産地のものまで台湾市場のニーズが多様化しているからといわれている。

本レポートに関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
農林水産・食品部 農林水産・食品課

〒107-6006
東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル
TEL：03-3582-5186

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益を被る自体が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。